

弘前図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弘前市立弘前図書館（以下「図書館」という。）が、利用者の閲覧に供するために収集する雑誌の購入費用を事業者が負担することにより、当該雑誌を利用して当該事業者（以下「雑誌スポンサー」という。）の事業に係る広告を行う制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、弘前市有料広告取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書資料を広告媒体として活用することにより、民間事業者等に情報発信の場を提供するとともに、雑誌資料購入のための財源を確保し、もって図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

(広告の方法)

第3条 雑誌スポンサーは、弘前市立弘前図書館長（以下「館長」という。）が別に定める雑誌リストに掲載された雑誌の中から広告表示を希望する雑誌の購入費用を負担し、館長は当該費用により購入した雑誌（以下「スポンサー誌」という。）を図書館雑誌コーナーに配架する。

- 2 館長は、スポンサー誌の最新号に雑誌カバーを掛け、雑誌カバー表面には雑誌スポンサー名を、雑誌カバー裏面には雑誌スポンサーの事業に関する広告を表示するものとする。
- 3 前項の広告は、雑誌スポンサーが用意するものとし、その規格等は別図のとおりとする。
- 4 一雑誌スポンサーが同時期に広告を表示できるスポンサー誌は、3誌までとする。
- 5 スポンサー誌を配架する位置は、館長が決定する。

(雑誌スポンサーの資格)

第4条 雑誌に広告を表示することができる者は、次の各号によるものとする。

- 一 要綱第4条第2項に該当しないもの。
- 二 事業者を対象とし、個人は対象としない。

(広告の表示期間)

第5条 広告の表示期間は、館長が雑誌スポンサーを決定した日の属する月の翌月から年度末までとする。

- 2 雑誌スポンサー制度を解約する場合は、前項の期間満了の2カ月前までに、館長へ解約の意思表示をしなければならない。
- 3 前項による解約の意思表示がない場合、自動的に1年間継続するものとし、以後3年目まで同様とする。

(雑誌スポンサーの募集)

第6条 雑誌スポンサーの募集は、要綱第5条のほか、図書館ホームページへの掲載、図書館内への掲示等で行う。

(雑誌スポンサーの申し込み)

第7条 広告表示を希望する者は、別に定める雑誌リストに掲載された雑誌の中から広告表示を希望する雑誌を選定し、弘前図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に表示しようとする広告の原稿、その他館長が必要と認める書類を添えて、館長に提出するものとする。

(雑誌スポンサー及び広告内容の審査と決定)

第8条 前条の申し込みがあったとき、館長は、雑誌スポンサーの選定と広告内容に関して審査を行い、その適否を決定する。

2 館長は審査結果を弘前図書館雑誌スポンサー承諾(不承諾)通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

3 希望する雑誌を同じくする申し込みが2つ以上あったときは、審査で適当と認められた申込者の中から、図書館が抽選を行い決定する。

(覚書の締結)

第9条 前条第2項の規定による承諾通知書を受け取った申込者は、速やかに館長と覚書(様式第3号)を締結しなければならない。

(雑誌スポンサーの責務)

第10条 雑誌スポンサーは、表示した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

(広告内容の変更)

第11条 雑誌スポンサーは、雑誌に表示した広告の内容を変更しようとするときは、変更の1カ月前までに館長に申し出て、変更の内容等について館長と協議しなければならない。

(雑誌購入代金の支払い方法)

第12条 雑誌スポンサーが負担する雑誌購入費は、館長が指定する雑誌納入業者に直接支払うものとする。

2 雑誌購入の支払いは、当該広告の表示期間に係る分を一括で前払いするものとする。

3 振込手数料等支払いに必要な経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

4 スポンサー誌が当該表示期間中に休刊、廃刊となったときは、館長と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(雑誌スポンサーの認定取消し)

第13条 館長は、要綱第4条第2項、第10条のほか次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

- 一 虚偽の申請により雑誌スポンサーの決定を受けたことが判明したとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、雑誌スポンサーとしてふさわしくない行為があったと館長が認めるとき。

2 雑誌スポンサーが館長の指定する雑誌納入業者へ支払った雑誌購入費は、前項の規定による決定取消しにかかわらず返還しないものとする。

(雑誌の所有権)

第14条 雑誌スポンサー制度により配架された雑誌は、すべて図書館に帰属するものとする。

(弘前図書館について指定管理者制度を導入した場合)

第15条 弘前図書館長は第8条第1項、第11条及び第13条による決定前に弘前市教育委員会へ協議しなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めのない事項は、館長が別に定めるものとする。

附則

この要領は平成27年12月 1日から実施する。

附則

この要領は平成29年 4月 1日から実施する。

附則

この要領は令和 3年 4月 1日から実施する。

附則

この要領は令和 7年 6月 1日から実施する。

別図（第3条関係）

広告の規格等について

1 雑誌スポンサー名の表示

（1）規 格 縦5 cm × 横15 cm 以内

（2）貼付位置 雑誌表面

雑誌カバー底辺から4 cm程度上部の中央

（3）規格及び貼付位置は、雑誌の大きさにより調整することがある。

2 広告の表示

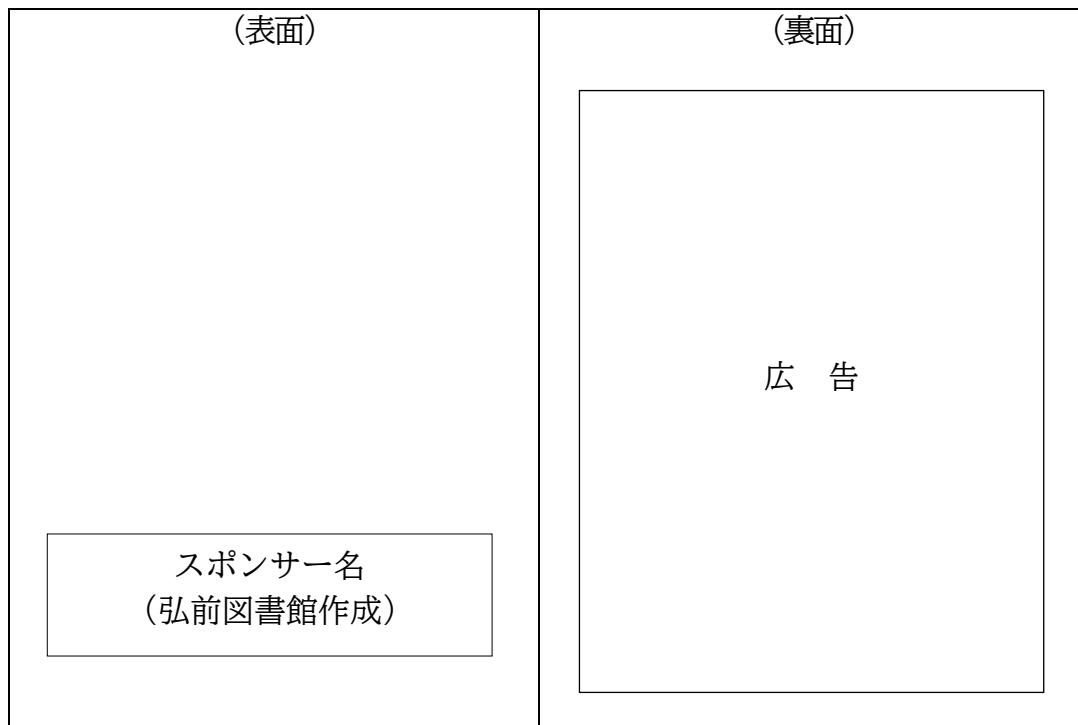
（1）規 格 大 縦26 cm × 横18 cm 以内

小 縦21 cm × 横14 cm 以内

（2）貼付位置 雑誌裏面

3 スポンサー名及び広告の表示位置（イメージ図）

最新号カバー



令和 年 月 日

弘前図書館長 殿

住 所
(所在地)

名 称

代表者職氏名

連 絡 先

担当者職氏名

弘前図書館雑誌スポンサー申込書

弘前図書館雑誌スポンサー制度実施要領第 7 条の規定により、下記のとおり申し込みします。

記

1. 広告を希望する雑誌 (冊)

希望する順	雑 誌 名	番号
1		
2		
3		

2. スポンサー期間

雑誌スポンサー決定日の属する月の翌月から令和 年 3 月 3 1 日まで

3. 添付書類

・ 広告の原稿 ・ 会社案内、パンフレット等（事業内容等がわかるもの）

4. 確認事項（該当する□をチェックしてください）

- ☐ 当社は、弘前市有料広告取扱要綱第 4 条第 2 項に該当しません。
- ☐ 当社の市税等に係る納税状況を確認することに同意します。
- ☐ 弘前図書館雑誌スポンサー制度実施要領の内容に同意します。
- ☐ 2 カ月前に解約の意思表示がない場合、次年度も自動更新となることに同意します。

様式第2号（第8条関係）

令和 年 月 日

様

弘前図書館長

弘前図書館雑誌スポンサー承諾（不承諾）通知書

令和 年 月 日付で申し込みのありました、弘前図書館雑誌スポンサーについて、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1 承諾

(1) 雑誌スポンサー始期

令和 年 月 日から

(2) スポンサー誌

	スポンサー誌名	広告サイズ
1		
2		
3		

2 不承諾

理由

以上

覚 書

弘前図書館長（以下「甲という。」）と（以下「乙」という。）は、甲の雑誌の購入費用を乙が負担すること等に関し、以下のとおり覚書書を締結する。

（雑誌購入費用の負担）

第1条 乙は、弘前図書館スポンサー制度実施要領（以下「要領」という。）に基づき、甲が購入する次の雑誌の代金を負担する。

	雑誌名	備考
1		
2		
3		

- 2 乙は、前項の代金を、甲が指定する雑誌納入業者に直接支払うものとする。
- 3 代金の支払いは、一括して前払いするものとする。
- 4 代金の支払いに関する一切の費用は乙の負担とする。
- 5 スポンサー誌が休刊し、又は廃刊した場合は、甲と乙で協議の上、別の雑誌に振り替えることが出来る。

（広告の方法）

第2条 甲は、乙が購入代金の負担した雑誌の新刊にカバーを掛け、雑誌表面にはスポンサー名を、雑誌裏面には乙の事業に関する広告を表示する。

2 広告乙が作成するものとし、乙が事前に甲と協議し、甲の審査を受けたものでなければならない。

（広告の期間）

第3条 乙が雑誌の購入費用を負担し、かつ、甲が広告を表示する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 前項の期間の2カ月前までに、雑誌スポンサーから解約の意思表示がなかったときは、広告の表示期間をさらに1年間更新されるものとし、以後3年目まで同様とする。

（広告表示の責務）

第4条 乙は、乙が作成した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から広告に関連して苦情申し立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

(疑義の解釈)

第5条 本覚書及び実施要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、趣旨に則り誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

年 月 日

(甲) 弘前市大字下白銀町2番地1

弘前図書館長

(乙)